

## 平成27年度 第2回大和市環境審議会 議事録

- I. 開催日時 平成27年5月20日（水）午後2時00分～午後4時
- II. 開催場所 大和市役所 会議室棟 101会議室
- III. 出席状況 委員9人  
池田勝彦委員（会長）、柴田保委員（職務代理）、小川典子委員、金子義孝委員、河西正彦委員、坂本哲也委員、白鳥節郎委員、高橋亨委員、細田徹委員

事務局（所管課含む）：環境農政部長ほか9人

#### IV. 公開・非公開の状況

公開    非公開    一部非公開

#### V. 審議又は検討の経過及び結果

##### A. 会議次第

- 1 会長あいさつ
- 2 議題

(1) 大和市都市公園条例及び大和市営自動車駐車場条例の一部改正について（審議）

- 3 その他

##### B. 資料・条例改正の背景について

- ・大和市都市公園条例全文
- ・大和市営自動車駐車場条例全文
- ・大和市環境農政部の所管施設等に係る指定管理者選定委員会設置要綱

（※資料等は複数ページに渡るため掲載しておりませんが、市役所環境総務課で閲覧できますので、事前に連絡のうえお越しく下さい。）

##### C. 審議内容など

「大和市都市公園条例及び大和市営自動車駐車場条例の一部改正について」の審議を行い、答申案をまとめた。

## (1) 大和市都市公園条例及び大和市営自動車駐車場条例の一部改正についての意見・質疑等

委員 従来の規定で指定管理者を決定してきたが、国の指導もあり、大和市スポーツ振興を進めていく中で現場にも不都合がでてきて、指定管理者の決め方を変えていきたいと理解した。また、選定委員会を設けるということもわかったが、たとえば包括的に見て、時代が変わってまた違う問題が起こり、これを改正しようとなったとき、具体的にはどういう手続きになるのか確認したい。

事務局 大和市のスポーツ推進計画の施策が、条例改正の大きな理由であり、地域との信頼関係を築き、施設の設置目的に基づいて候補者を選定できるよう但し書きを変更したいという主旨である。これと違った問題が今後出てきた時は、条例改正という判断になるかもしれないが、今回は指定管理者の公募に限った改正であり、公の施設の管理については改正されたばかりなので、その整合性をはかるということが目的である。スポーツ施設に限らず、広く公募することは大前提だが、但し書きによって、選択肢を広げることで、より効果的なサービスのできる管理を行っていきたいと思っている。今回の条例改正はスポーツ施策の充実が主旨であるのご理解いただきたい。

委員 時代や環境が変わり、現在の条文内容に不都合な点がでてくれば、また新たな手続きが必要となることは理解した。今回の条例改正については、前回から十分議論しているので、このまま進めても良いと思う。

委員 この改正については特段に異議があるわけでも、異論があるわけでもないが、基本的になぜ変えるかということである。前回も効率よくしたいという事だったと思うが、したいことの効率をよくしたいという事だろう。改正の理由は、スポーツ振興という事、つまり市長の考えに沿ってこの改定をするということが良いか。

事務局 現在の条例で定められている指定管理者の選定方法は公募のみであり、これを A とすると、公募によらず選定できるという A+B で選定できるようにしたいというのが、今回の条例改正案である。今後、スポーツ施設に限らず公園で様々な問題が出てきた場合、それに対して施設の設置目的や市の施策を一緒に進めていくとき、その施設は、A がいいのか B がいいのか考え、選択範囲を広げるためのというのが今回の条例改正で、申し込み手続きや、苦情の問題を一体管理する際に、スポーツ施設と公園の管理を違う会社が行っている場合、利用する市民にとってわかりづらいという問題が起きないようにしたい。特にスポーツ施設に関しては、サービスを一本化し、市の施策と一致した運営を行うために、公募によらずという選択肢が必要である。ただし、他の施設については競争の原理に基づいて指定管理者を決めるという選択肢もある。

最終的には、対象の施設に関して通常の指定管理者公募でいいのか、あるいは公募によらず決めた方がいいのかを判断する。行政としては市民にとって一番いい方法を選択する。

委員 公募という選択肢は排除したのではなく、継続ということで良いのか。

事務局 その通りである。今回の指定管理についての条例改正は、方向性が変わったから条例を変えるという事ではなく、選択範囲をひろげるための改正である。

委員 指定管理はいろいろなどことでやっているの、他の所では公募以外の選択もとっていると思うが、他市ではどうなっているのか。

事務局 県央18市の指定管理者制度に関して、スポーツ施設に限って、公募によらない選定を選択できることを条例で規定しているのは、県内では5市であり、今回大和市は、その5市に合わせて条例改正を考えている。それ以外の市は原則、通常の指定管理制度に基づいて公募により業者を選定している。

委員 公募が今まで行われてきた選択方法だが、今回の改正で公募はやめるということか、それとも公募も指名も両方とり入れるということか。

事務局 今の考え方ではスポーツ施設に限っては、公募によらず指名によって候補者とし、選定委員会をひらき、本当にこれが公募によらず選ぶべき団体なのか精査をする。もし選定委員会で精査の上、審査に通らなければ、再度違う方法で指定管理者を選定する事も考えられる。

委員 今回の改正はあくまでも但し書きを加えることであり、A+B というように選択肢が広がり、但し書きによって柔軟性が増えるということだから、改正もいいと思う。ただスポーツについては、指定管理者候補は指名のみという前提に立っているように聞こえた。したがって改正の柔軟性はあったとしても、いかに運用するかといったとき、そこに大きな問題が起きるのではと懸念しているがどうだろうか。

事務局 確かに懸案事項もあるが、現段階では候補者は指名した方が良いのではないかという見解であり、決定ではない。具体的には現在多くのスポーツ施設を指定管理している公益財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団は公共事業を行う事が財団の設置目的であり、施設の設置目的に非常に合致していると考えている。今後どの様に判断するかはわからないが、決定というように聞こえたのであれば訂正したい。

委員 今回の改正には反対する所もなく、柔軟性が増えるという事には賛同しているが、これまでの公募と同じであれば、それがどこか何かまずいところがあったのかという事が前回の審議からすこしひっかかっている。スポーツ施設については公募ではなく決まったところを指名するというが、公募をしても決まっているところが応募してくるし、更に他のところからの応募がでるかもしれない。その決まったところが公募に応募してくれば、その中で選択すればいいのではないかと、これまでの条例でなんら問題なく柔軟性を持って決定する事ができるのではないかと思う今までの指定管理についても指名ではなく公募であるならば、先ほど言ったようにスポーツ施設については、というのは心理的に引っかかるものがある。これまで公募であるならば、改正しなくても、柔軟かつ効果的な決め方はできるのではないかと。

事務局 確かに今までは一般に公開して公募している。ただ、具体的にいえば、今年、女子サッカーのまち大和というスポーツ施策を進めて、ホームタウンチームに大和シルフィードというチームを認定した。この大和シルフィードの試合会場はホームタウンチームだから無料にするという市の施策があるため、施策を理解した指定管理者でなければいけない必要がある。ホームタウンチームの練習会場に関する要望、あるいは子供たちのスポーツに関する公共事業をやりたいという時に、臨機応変に対応できる団体でなければ、市の施策を進めづらい。また、地域や使用団体とある程度相互理解できあがってきているのに、また一から信頼関係を構築していくという事が市民や、スポーツ関係団体にとって利益になるかどうかを考慮すると、運営目的が施設の設置目的や大和市の施策と一致している団体がいいのではという見解がだされている。

委員 条例の一部改正の背景の2ページに条例改正の理由がかなり具体的に書いてある。たとえば引地台公園について、現在、大和スタジアムなどのあるスポーツ施設を管理している団体がいるが、一方で公園管理をしている団体がいる。それを一社が両方を管理したいというのをできるようにするという事か。温水プールや立体駐車場と一緒に管理をするということを条例の但し書きに加える事が今回の条例の改正という事でいいか。

事務局 そういう事ではない。以前は個々に大和スタジアムなどのスポーツ施設や公園内の施設をそれぞれ別々に管理していたが、現在は利用者へのサービス向上のため、公園内にあるものは基本的にひとつの指定管理者が管理をしている。また、野球場がある宮久保公園、つきみの1号公園・引地台公園などは、利用方法などを効率的にするために、複数の公園をグループ化してひとつの指定管理者が管理することが一番効率的で市民の利益になると考え、既に運用の中で実際に行っている。

委員 それでは今、公園の管理をしている指定管理者が、今度はスポーツ施設の指定管

理を受けるということか。

事務局 色々な団体と調整をして、施設運用を加速させるとすると、スポーツ施設のある公園施設も同じグループの中、同じ指定管理者でやるのが効率的で、より安定的、より効果的なサービスが提供できると考えている。

委員 そうするとそれができる業者というのは公園の特別な管理をするだけでなく、スポーツの特殊な管理をしなければならない。できる団体というのはあるのか。

事務局 現在、引地台公園は公益財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団を指定管理者としている。

委員 そのこのところをできるようにするために、条例改正していこうということでもいいのか。

事務局 有料施設なので、効果を最大限に発揮できる団体に指定管理をさせ、サービスを提供したい。5年毎に管理をしていくと、最初はサービスだけに目が行きがちだが、安定したサービスという視点も必ずある。そのため財団に安定した管理をしてもらいたい。安定性といった面が重視されてきて、平成22年総務省から施設に応じた適切な管理ができるような選定を行う事を助言した通知もあった。大和市で不具合があったわけではないが、今回はスポーツ施策の推進が大きな点であるが、安定的な管理の面も考慮して、条例改正案を提出した。

委員 それというのは公園内にスポーツ施設があった場合に、スポーツ関係はスポーツ群が管理、あるいは公園も含めて管理する者を選定するという理解で良いか。

事務局 基本的には公園及び公園内にある施設はすべて同じ指定管理者の管理となる。

委員 それがもし、スポーツの方の専門の場合は。

事務局 改正案の但し書きにあるように、設立目的や施設の目的を達成できるという点が重要である。公園の管理ができ、附属施設の管理もできる者が指定管理者となるのであって、できない部分があれば不適切という判断になる。最終的に選定するときは団体の設立目的を確認した上で候補者とする。

委員 今までの話の流れでは大きな組織、ゆとりのある組織、いわゆる安定していて、一定の規模のある、金銭的に余裕のある企業という事になるのではないか。

事務局 実際の公園の管理は、警備サービスや草刈など施設運営の上でいろいろなことが

あるので、複数の業者が関わることで市民へのサービスを提供できるという考える。

委員 いま、こういった公共施設のために新たな業者も生まれてきているのではないかと。時代が変わり使っている人も変わって、いわゆるベンチャービジネスのような新しいアイデアで、公園もトイレも芝生もあると、夜間照明灯も完備している、これだったらいけるというように、管理する業者は増えているのではないかと。

事務局 把握はしていない。

委員 条例の改正については、異論があるわけではなく実際にやってみてはどうかと思っている。今までの経緯からその方が効率がいいと思うし、一度指定すると原則5年間継続的な施策に基づいて運営できると思う。選定についても委員会が設けられるという事でいい。しかし、問題は評価をどのようにするのか。事業年度毎に報告書をだすということだが、評価基準はどういったものなのか。

事務局 利用者、事業内容を含めて指定管理者が、どのような運営をしているのか、どんな経営をしているのかということスポーツ推進審議会へ提出し、そこで意見を頂いている。事務局でも毎月の統計資料をチェックしているが、加えてスポーツ推進審議会でも意見をうかがう。審議会からの意見や、注意があれば、事務局から指定管理者へ改善を申し入れるという流れになる。

委員 毎年報告を出すそうだが、その中に収支報告もあるだろう。これは一般的な事業であれば財団法人は別として、中小企業であれば、儲かった方がいい。経費を削減して利益がでましたという場合、というのは、利用料は決まっているのであげるわけにはいかないが、その中で健全な経営をしようと思うと経費を削減するしかないが、もうかりすぎるといような事もあるのか。

事務局 例えば人件費をとて抑えるというような場合もある。そうすると専門の職員がついていないため、市民が窓口に行ったとき質問されても対応できなかつたりという事があり、それは単なる経費削減に向いているだけであって、サービスには繋がらない。その場合は改善を申し入れる。非常勤の職員しか配置せずに、責任者が誰もいない、といったケースは質の低下になるので、そこはしっかりとチェックしていく。

委員 スポーツについては指導者の面で、かなり気を使って期待に応えるという深層心理があり、公園とは遊具や自然などが加わると、かなり違いがあるので、問題は指定管理の決め方にあると思う。この改正については概ね、改正してよいという考えに違いはない。

委員 意見や文句はないとしても、指定管理者に応募しようという団体や人がいないのではないかという気もするので、そうであれば告知はするけれども決めるのは担当で決めていいと思う。くどいようだが、改正しても文句を言う人は多分いない。効率がよくなるのであれば、これで進めても特に問題ないと思うし、先ほどでた途中で変えるときどうするのかとか、状況が変わったらどうするのか、結果を誰がどう評価するのか、5年だが来年からやめさせるといったことは誰が決めるのか、といったことの方がキーじゃないかを感じる。先ほど説明にあったように評価基準があって、厳密にやるというのであれば、できるような気がする。

委員 今回、3つの条例改正についてパブリックコメントを実施し、コメントは0件という事だが、ホームページでは募集のページへたどり着くまでが大変だった。

委員 パブリックコメントをやるというのは、いいことだとは思いますが、どのくらいの位置づけにされているのか。これまでの事例を鑑みてコストパフォーマンスはあるのか、そして今回意見があったとしたらそれをどのように反映しようとしているのか、審議会との関連等、どのようになっているのか。

事務局 審議会もそうだが、市民参加推進条例第7条に、執行機関は、市民参加の手続を行うときは、適切な時期に次に掲げる方法のうちから、適切と認める1以上の方法により行わなければならない、とある。総合計画など大きい計画の変更の場合は、市民へ説明から行う必要があるが、1以上の方法の中には、この環境審議会の設置も含まれている。公募市民の方が委員である審議会で審議していただくということが、市民参加推進条例でうたっている市民参加の手続きのひとつである。手続きは全部で4つあり、審議会の設置の他に、意向調査の実施、意見交換会、いわゆるパブリックコメントである意見公募手続の実施があり、今回の条例の改正については審議会とパブリックコメントという二つの市民参加の手法を用いて、市民の意見を伺っている

委員 パブリックコメントで意見を求めるということは難しい。乱暴な言い方だが、やればいいというような面が見えてはいけないと思う。毎回0件というのはやる意味があるのかなという風に当然なってくる。それに対して以前から審議会でも問題になっているが、やるからには効果的な方法を実施してほしい。

委員 選定委員会が8人で偶数であることが気になるが、今回の改正に異議はない。改定ではなく改正なので、一番大切なのは現場でどういう人からどういうクレームがでたのかということ把握する事である。クレームというのは反対に言えば良い対策につながるというのはどこでも言える。そのクレーム処理を何らかの形で

きちんと報告をあげて、その結果こういう風にした、業者を取り換えた、業者に勧告した、そういった経過がわかるように、ただいろいろと意見がありましたではなくきちんと精査をしてやってもらいたい。

事務局 この環境審議会でも指定管理者の業務の報告は毎年行っており、審議会からも意見を頂いている。指定管理者の業務に関しては、次回の審議会でも報告させて頂きその場で頂いた意見は指定管理者へ伝え、改善項目があれば指導を行っていく。

委員 条例改正は概ね異議はない。ただ一点、契約業者に不正や契約違反があった時の措置について、選定時に次点であった業者を指定管理者とするのか、まっさらな状態から決めるのか、そしてその空白はどのように埋めるのか。

事務局 指定管理者が法を犯すなどで、業務を継続する事ができない場合には、施設の一部を閉じる事も想定して、次の候補者を決めなければいけない。しかし、契約期間の5年間のうちの4年目に、選定時に次点であった業者にまかせられるかなどは、今はわからない。途中で指定管理者をやめさせることはできるが、その際は一旦施設を閉めることも視野に入れつつ、公募をしなければいけないのではという事も考えられる。ただ、新たな指定管理者が決まるまでは前の指定管理者を続けさせた方が市民へのサービスになるのかなど、前例がないのではっきりとは答えられない。

委員 市民が無関心なもの問題だが、パブリックコメントは審議会委員をしている者でも答えづらい。どう書いていいのかわからないし、質問の問い合わせ先を書くなど、何か工夫がなされたら良いのではと思う。前回もパブリックコメントは0件だったような気がする。やっても常に0件というのはやっぱりという感じで何か策を講じなければいけないのではないのか。市民が一応えやすいように、たとえばアンケートの会話形式で聞いていって、他に意見があればお書きくださいというスペースを作るなどもいいかもしれない。

委員 0件の結果を事務局ではどのように捉えているのか。やはり周知徹底されていなかったととるのか、賛成なんだな、ととるのか。真剣に考えなければいけないと思うが。

委員 パブリックコメントは何度もいろいろな所でやっていると思うが、過去、大和市で一番多かったのは何件か。多くて2、3件で0件の事が多いのか。

事務局 1つの例として、大和市立病院運営審議会では、条例改正や病院の増築についてなど今回と同じ様式で募集をして、だいたい3件から4件であった。今回の0件

はもちろん3～4件も少ないと感じているので、市民に分かりやすいような工夫も必要だと思う。

委員 市民に関心がないともいえる。以前にコミュニティセンターの指定管理者の件でパブリックコメントを実施した時には78件あった。いろいろな質問があり、審議会のような会を開いて1件1件を審査して回答して審議して公表して、と対応が大変だった。いろいろな場所にパブリックコメントをおいているが、ほとんど関心を持ってもらえない。パブリックコメントをしなくてはいけないと条例にあるからしているけれど、本当にそれでいいのか検討した方がいいかもしれない。市民に関心がないのかもしれないが、スポーツに関しては、もう少し意見があってもおかしくないと思うのだが。

委員 条例にもよると思う。自治基本条例の制定時などについても、パブリックコメントを実施している。大きな問題だったので、パブリックコメントだけでなく意見交換会も実施した。パブリックコメントの内容によっては、配るだけではなくて、もうすこし工夫をしたら良いと思う。

委員 条例そのものに一般の市民が何かいう事はほとんど不可能だと思う。利用者にとっては市営の施設の管理や運営を誰がやってもそれほど興味がなく、それでいいんじゃないかとなる。ただし、道路の自転車走行の表示などについてであれば、いろいろな意見が出てくるだろう。当事者でなければ条例改正の資料を読むのも大変。

委員 関心をひくというのは難しいことではあるが、工夫をしてパブリックコメントをいい方向に持って行って欲しい。

【以上で質疑終了】

【質疑終了後、事務局が答申案を作成・提示し、出席委員全員から了承いただいた。】

## (2) その他

次回の環境審議会の開催予定について事務局から説明を行った。

<閉会>